

掛川市条例第5号

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例をここに公布する。

令和3年3月4日

掛川市長

(別紙)

掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）対策を目的として実施する次に掲げる事業に要する経費の財源に充てるため、掛川市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(1) 経済変動対策貸付金利子補給金交付事業

(2) 小口特別資金利子補給金交付事業

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、掛川市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。